〇 主文

原告の本件訴はこれを却下する。 訴訟費用は原告の負担とする。

第一 当事者の求めた裁判

原告

軽車両等運送事業に関し、原告が昭和四九年一一月二二日届出た事業計画変更(代 替)届に対し、被告が同日付でなした不受理処分を取消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決。

被告

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決。

当事者の主張

請求の原因S

- 原告は昭和四七年一二月被告に営業開始届を提出して受理され、以来道路運送 法(以下「法」という。) 二条五項の軽車両等運送事業(軽自動車を使用して貨物 を運送する事業)を営んできた者である。
- を埋送する事業)を営んできた者である。 2 原告は昭和四九年一一月二二日、それまで右運送事業に使用してきた軽自動車 一台(車両番号〇〇〇〇〇〇〇〇、型式L五〇V、車種軽四貨、最大積載量三五〇 キログラム)が老朽化し故障が多くなつてきたので、新車(車名三菱、型式LT三 〇V、車種軽四貨、最大積載量三〇〇キログラム)と代替するため道路運送法施行 規則(以下「施行規則」という。)五七条二項に基づき、事業計画変更(代替)届 を被告(被告の事務担当者である鹿児島県陸運事務所大島出張所長)に提出した が、同日その受理を拒否された。
- しかし、法の一部改正(昭和四六年六月一日公布、同年一二月一日施行)以 来、軽自動車による貨物運送事業の開始、その事業計画の変更は届出制が採られて おり、これを不受理とする法的根拠はないから、被告が原告の前記事業計画変更 (代替) 届を受理しなかつたのは、違法、不当であり、右不受理処分は取消される べきである。
- 請求の原因に対する答弁
- 請求の原因1の事実は認める。
- 同2の事実中、昭和四九年一一月二二日原告が施行規則五七条二項に基づく事 業計画変更届を被告に提出し、被告が右届出を受理しなかつたことは認めるが、そ の余の事実は不知。
- 同3のうち昭和四八年三月二六日以降において、届出制が採られていることは 3 認め、その余は争う。
- 被告の主張
- 道路運送事業は、古くから行政による規制を比較的強く受けてきた。これは、 いうまでもなく道路運送事業のあり方が国民の活動・生活に広範な影響を与えるこ とによる。現行の道路運送法も道路運送事業に対する各種の規制手段を設けてい る。免許(法四条)、許可(法四五条)、届出(法四五条の二)等の手段の違いに る。元計(本日本)、計引、本日本本)、畑田、本日本、ブラッカー、 1000 元 10 従前は自動車運送事業として免許制による規制の対象となつていたが、昭和四六年 の許認可等の整理に関する法律の施行に伴う法改正によつて自動車運送事業から除 かれて(法二条二項括弧書き)、軽車両等運送事業として分類された(法二条五 項)。そして、一定の書類を都道府県知事に提出すれば事業を経営することができるようになつた。この法改正は、軽貨物運送事業は、輸送力としては微々たるものであつて、いわゆるトラツク事業とは異なる輸送分野を形成しており、公共輸送力の確保、調整という見地からの免許制をそれにつき維持することは必ずしまの後に そぐわなくなつたため、その規制を緩和したものである。しかし、右法改正の後も 軽貨物運送事業が全く法の規制を受けなくなつたわけではなく、軽車両等運送事業 として必要最小限度の規制は依然受けなければならない。すなわち、施行規則五七 条に基づき事業開始あるいは事業内容の変更に当たつて一定の書類の提出を要する こと自体一つの規制であるし、法三〇条の「輸送の安全等」の規定、法三二条の

「公衆の利便を阻害する行為の禁止」の規定およびこれらに基づく自動車運送事業等運輸規則の関係規定(同規則四九条参照)による規制は他の類型の道路運送事業と同様で受けることになつている。また、所管行政庁が必要と認めた場合は、法二八条に基づき事業等に関し報告をし、検査および調査を受けなければならない(なお、自動車運送事業等報告規則四条参照)。更に、安全運転管理及び整備管理の面からは、道路交通法、道路運送車両法等の関係規定により一定の規制を受けることもある(道路交通法七四条の二、同法施行規則九条の四、道路運送車両法上の公案)。また、一般乗用旅客自動車運送事業(同法三条二項三号)にあたるいわりるを分シー営業については、厳格な条件のもとに免許制度を採用し、輸送の安全、格客の利便等の確保のため事業者に対し種々の規制を行ない、自動車運転手の資格、使用車両の保安基準等についても厳しい要件を定めている。

2 施行規則五七条が軽車両等運送事業の事業開始および事業内容の変更に当たつでの書類を提出させることとした趣旨は次のようなものである。すまを見れらの書類の提出によって各事業の実態を把握して、事業の実態をである。実態を担てなる。それによる資料を備えておくことができる。それによの一段である。とができるが連ば、のままで、の事業関があるものにでは、一次のでのでは、一次のでのでは、一次のでである。を指導では、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のででは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のである。に、一次のでは、一次のである。に必要な指導をおいて、一次のである。に必要な程度の期間の余裕をおいた趣旨である。

3 原告が提出した本件書類によると、原告が事業の用に供する軽自動車は、いわゆるバン型のものであつて、乗員が二名の場合は最大積載量三〇〇キログラム、四名の場合は最大積載量二〇〇キログラムという型のものである。このことが実際に何を意味するかは、奄美大島における運送に関する極めて特殊な事情を知らなければ十分理解できない。

ところで、奄美大島においては、軽貨物運送事業が免許制による規制の対象から除かれ、軽車両等運送事業として取り扱われるようになつた後、昭和四八年初めころから、軽貨物運送事業者が急増し、その多くが少量の貨物と共に荷主を目的地まで運送するという実質的な旅客運送を行うようになつた。これが住民の間でいわゆるタクシー代りに利用されるようになつた。 右のような事態はタクシー営業に関して設けられている前記のような厳格な規制を

右のような事態はタクシー営業に関して設けられている前記のような厳格な規制を 潜脱するものであり、タクシー業界を圧迫し、旅客の安全を損ない、ひいては道路 運送に関する秩序自体を著しく乱すようになつた。右のような実質的タクシー行為 が奄美大島の軽貨物運送事業界全体に浸透していることは、近時奄美大島において 軽車両等運送事業に供されているバン型軽自動車が異様に急増したことから容易に 推測される。いわゆる鹿児島県本土およびその他の九州各県においては、昭和五〇 年三月三一日現在、軽車両等運送事業者数は、二〇〇名を超える長崎県を除けばせ いぜい数十名程度までであり、そして事業に供される軽自動車は多くの県において バン型のものはほとんどなく、バン型のものの占める割合が他県に比べて桁違いに多い福岡県においてもその割合はトラツク型のもののせいぜい半分にすぎない。これに対して、奄美大島のみにおいて、実に二二〇もの軽車両等運送事業者が二三二台の軽自動車を使用しており、このうちバン型のものはなんと二〇七台、すなわち約九割にも上るのである。

しかも、昭和四八年三月三一日当時と比較すると、トラツク型のものは二一台が二五台になつただけではとんど増えていないのに対し、バン型のものは一〇六台から二〇七台といわば倍増している。これらの数字が物語つている事実は説明するまでもないであろう。

他の地域に比べて奄美大島において貨物輸送の需要が特に多いことを示す状況は認められない。そして、本来バン型軽自動車よりはトラツク型軽自動車のほうが貨物運送用としては構造上はるかに便利であり、降雨の際の不都合もカバーをかけることによつて十分避けられるのであるから、一般に軽貨物運送事業に供されている軽自動車はトラツク型のものがはるかに多いのである。したがつて、奄美大島の軽貨物運送事業に供ざれているバン型軽自動車の異様な多さは、その大部分が旅客運送の需要に応えていることを示すと考えなければ説明がつかない。

奄美大島の軽貨物運送事業界が右のような実質的な旅客運送を行つていることを自ら正当化する論理は、運送の対象はあくまでも貨物であつて旅客はそれに随伴して乗車させているにすぎない、というものであろう。これを端的に言えば、貨物が在しさえすれば、それとともに旅客を運送するのは違法ではないというに尽きる。ことは多言を要しない。貨物が存在するしないにかかわらず旅客を運送すれであることは多言を要しない。貨物が存在するしないにかかわらず旅客を運送すればそれ自体軽貨物運送事業としては許されない違法な行為であることは明らか看る。荷主の同乗が許されるのは、貨物が特殊なものであるため荷主自らがその看守、積みおろしを行う、あるいは手伝う必要がある場合、目的地が地理的に極めて特殊な場所にあるため荷主の道案内が必要である場合等特段のやむを得ない事情がある場合に限られるのは当然である。

ところが、原告を含む奄美大島の軽貨物運送事業界は四名定員の確保に極めて固執しているのであるが、この一事をとつてみても、原告らが貨物運送の機会に旅客運送するという態様の運送事業を経営することを意図していることは明らかである。しかも、原告が奄美大島軽自動車運送協同組合の理事長であつて右組合の横にした。原告が奄美大島の他の同業者と異なつた態様の軽貨物運送事業を経営しようとしているのではなく、前述のような貨物に随伴して旅客を運送する態様の事業が軽しているのではなく、前述のような貨物に随伴して旅客を運送する態様の事業が軽しているのではなく、前述のような貨物に随伴して旅客を運送事業が軽貨物運送事業としては違法であることは前述のとおりである。

4 以上のような奄美大島における軽貨物運送事業の特殊な事情に照らして原告の提出した本件書類の前記記載内容をみると、原告が法に違反する、あるいはその趣旨に反する道路運送事業を経営しようとしていることが明白に把握し得るのである。

そこで、陸運行政の任に当たる被告は、かかる違法行為の防止のため、行政上の方策を講ずる必要に迫られ、昭和四八年三月一日鹿児島県陸運事務所長名で「軽車両等運送事業に供する軽貨物自動車は、乗車定員二名以下のものに限る。」旨の公示をし、さらに昭和四九年五月一日付で「ライトバン型、ジープ型の軽自動車による軽車両等運送事業の新規の届出は同年五月六日以降、既存業者の車両代替の届出については同年六月一日以降受理しない。」旨の公示をし、行政指導を行なうことになったものである。前記のような違法状態の是正のため、軽貨物運送事業に使用する中種を一部制限することは、所管行政機関として、当然許された裁量行為であり、被告が右公示の趣旨に反する原告の届出を受理しなかったのは、何ら違法でなく、従つて原告の本訴請求は理由がない。

四、被告の主張に対する答弁

被告の主張する各公示がなされた事実は認めるが、その余の事実は争う。また右公示は法規に基づかないものであり、そのような公示により直接国民の権利を制限することは許されない。また被告の主張するような違法状態が存するとしても、個々の悪質業者に対し、罰則その他の制裁を科せば足りるのであつて、一般的に国民の権利を制限することは許されないものである。

第三 証拠関係(省略)

〇 理由

一 原告は昭和四七年一二月より法二条五項の軽貨物運送事業を営んできた者であること、原告は昭和四九年一一月二二日、施行規則五七条二項に基づき、右事業の事業計画変更(代替)届を被告に提出したこと、被告はそれに先立ち同年五月一日付で「ライトバン型、ジープ型の軽自動車による軽車両等運送事業の新規の届出は同年五月六日以降、既存業者の車両代替の届出は同年六月一日以降受理しない。」旨の公示をしていたこと、そして被告は右公示の趣旨に反するとして、原告の右届出の受理を即日拒否したことは当事者間に争いがない。

二 そこで先づ、原告の右届出を受理しなかつた被告の行為(拒否処分)が抗告訴訟(処分の取消しの訴)の対象たる行政処分に該当するか否かについて検討する。 1 軽貨物運送事業は、かつて一般小型貨物自動車運送事業としてその事業の開始には運輸大臣の免許を、また事業計画の変更については両大臣の認可を受けなければならないこととされていたが、昭和四六年六月一日公布(同年一二月一日施行)された許可、認可等の整理に関する法律(昭和四六年法律第九六号)二四条によって道路運送法の一部が改正された結果、軽車両等運送事業とされ、右改正前の軽車両運送事業と同一の取扱いを受けることとなり、従つて事業の開始および事業計画の変更について、免許も認可あるいは届出をも要しないこととなった(法二条五項、六章)。

2 ところが、施行規則(昭和二八年運輸省令第七五号)は、昭和四八年三月二六日運輸省令第八号による一部改正で五七条を追加し、同条は軽貨物運送事業を経営しようとする者は、当該事業の開始の日の三〇日前までに事業計画等を記載した書類を、その者の主たる事務所の位置を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとし、事業計画の変更についても同様とする旨定めている。

 施行規則三六条一項、四項)、軽自動車について事業用の車検証を得るために、事業開始についての届出がなければならないという法令上の根拠はない(一般の自動車運送事業の用に供する自動車については、免許を得たこと等を証する書面を提出することになつている(同法施行規則三六条二項)のに、軽自動車については、かかる規定はない。)。

5 以上検討してきたところによれば、軽貨物運送事業については、その営業の開始および事業計画の変更についても、また、車検証の申請についても、法律上、免許、認可、届出などは何ら必要としないのであり、施行規則五七条による届出も、何らの法律的効果を伴うものではなく、従つて、この届出を受理されなくても、右事業を営み得るのであつて、原告の本件届出を被告が受理しなかつたことによって、届出者である原告の権利、地位に何らの影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。そうすると、本件届出の不受理処分は抗告訴訟の対象たる行政処分に該らないと言わねばならない。

三 よつて、本件訴は取消しの対象とならない被告の不受理処分の違法を理由として、その取消を求めるのであるから、原被告双方のその余の主張について判断するまでもなく、不適法として却下を免れず、訴訟費用の負担について、民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 大西浅雄 井垣敏生 成毛憲男)